

港区まちづくりビジョン～「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち 港区」をめざして～【概要版】

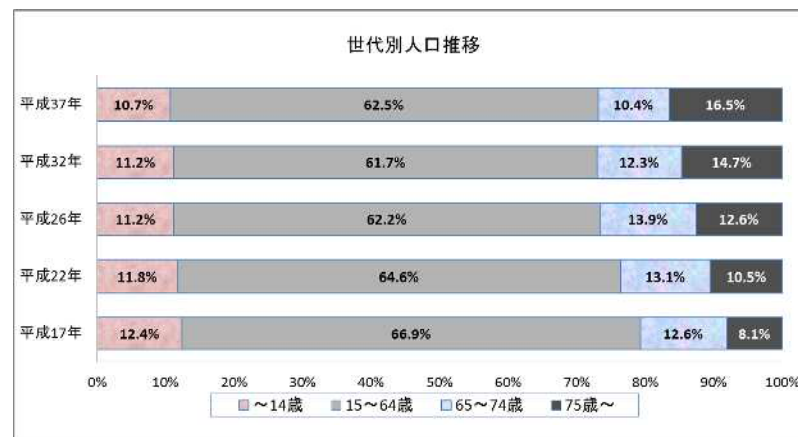
このビジョンは、港区がめざすべき平成 31 年度の姿（将来像）と、その実現に向けたまちづくりの方向性を明らかにしたものです。

港区の特性と課題

少子高齢化

港区の人口は平成 27 年時点で約 8 万 2 千人で、市内 24 区の中では 18 番目となっています。今後、人口の減少が見込まれています。

また、少子・高齢化が進むことが見込まれることから、元気な高齢者がいきいきと地域で活動し、介護や支援を必要とする高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことのできる環境づくりとともに、子育て世代が魅力を感じ、住んでみたいと選ばれるまちづくりを進めることが重要になっています。

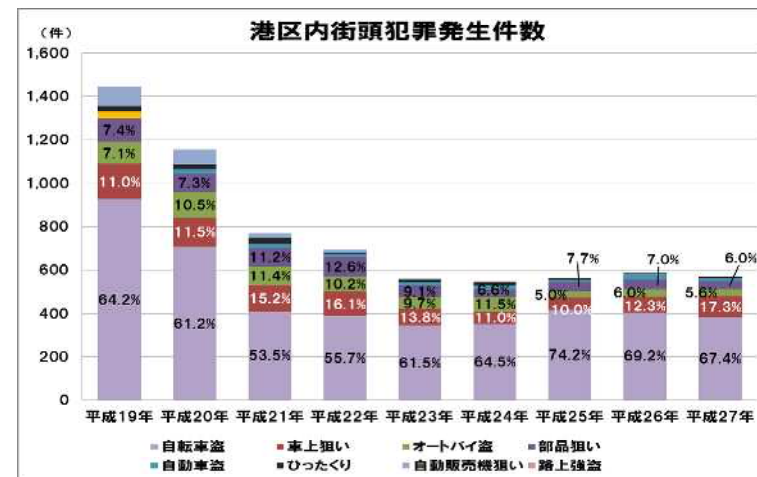


資料：平成 22 年以前は総務省「国勢調査」、26 年は大阪市 10 月 1 日推計数値
平成 32 年以降は国立社会保障・人口問題研究所平成 25 年 3 月推計資料

まちの安全・安心

港区は三方を海と川に囲まれており、津波や高潮の被害を受けやすい地勢にあります。津波を伴う海溝型地震への対策のなお一層の強化を急ぐ必要があります。

また、港区は街区がわかりやすく平坦で、自転車があれば大変便利に生活できるまちです。一方で、自転車に関する事故が多く発生するとともに駅周辺を中心に放置自転車も数多く見られ、無施錠自転車の盗難も多いことから自転車の適正利用を促進する必要があります。



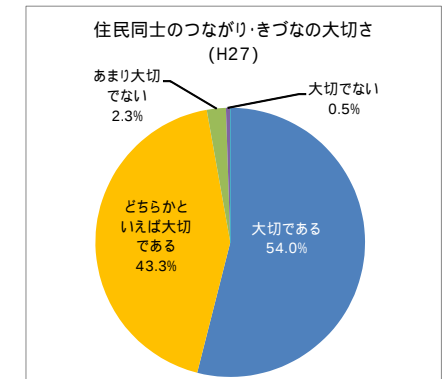
資料：大阪府警

地域コミュニティ

港区は、住民どうしのきずなや助け合いの気持ちが強く、地域活動が活発です。

平成 24 年度に全小学校区で地域活動協議会が結成されて以降、地域への幅広い住民の参画が広がりつつあり、地域の実情にあった活動が展開されています。

本格化する少子・高齢化社会の中で、区民一人ひとりが地域に愛着と関心を持ち、幅広い世代の人々が地域活動にかかわり、地域課題を共有しながらその解決に取り組むことができる持続可能なまちづくりが今後より一層求められています。



【地域活動に参加している】

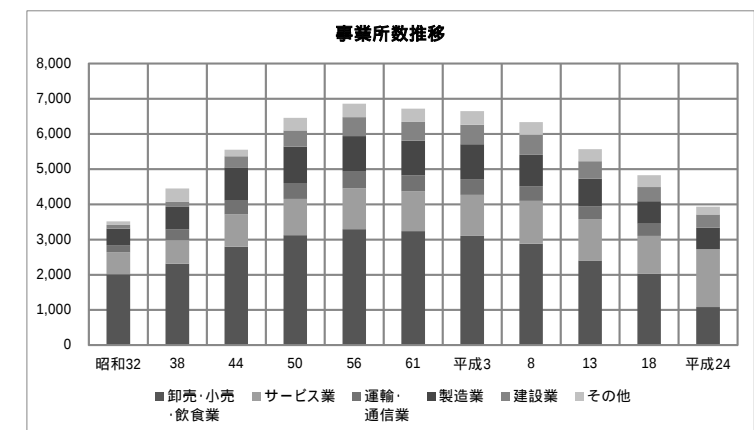


資料：平成 27 年度第 2 回区民モニターアンケート

まちのにぎわい

区内東部の弁天町は交通の結節点であり、文化、商業等が集積しています。区内中央部には八幡屋公園や大阪市中央体育館、大阪プールがあります。区内西部の築港地区は「海遊館」をはじめ、日本一低い山「天保山」、世界第一級のクルーズ客船が入港する天保山岸壁など、歴史・文化・観光資源に富んでいます。

区内には卸売・小売業の事業所や飲食店が多く立地していますが、その数は年々減少しています。各港区にある魅力ある資源を活かすなど、まちのにぎわいを生み出し、地域経済の活性化を図る必要があります。



資料：総務省「事業所統計調査」(S32～H3)、「事業所・企業統計調査」(H8～H18)

港区の将来像

歴史が育んだ、港区民の DNA ともいえるつながりの強さや、築港が持つ潜在的な地域の魅力など、港区の「強み」を活かすとともに、三方を海と川に囲まれ、高潮や津波に弱いといった地理的な「弱み」を克服して、次の 5 つの柱により、今後のまちづくりを進め、「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち 港区」をめざします。

【まちづくりの 5 つの柱】

- 1 区民主体のまちづくり
- 2 安全・安心・快適なまちづくり
- 3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり
- 4 「こどもの学び」と「子育て世代」を応援するまちづくり
- 5 訪れたい魅力と活気あふれるまちづくり

区民主体のまちづくり

- 豊かなコミュニティの促進
人と人が出会いつながる機会と場の提供 など
- 自律した地域運営の支援
「地域活動協議会」の自律的運営の支援
②地域課題解決に向けた取組の支援
地域における広報活動の支援
地域における自主財源確保に向けた取組の推進 など
- 多様な主体の協働の推進
校区等地域を越えた多様な主体のネットワーク拡充の支援
②多様な主体の協働・連携を促進することができる人材（地域公共人材）の育成・活用 など

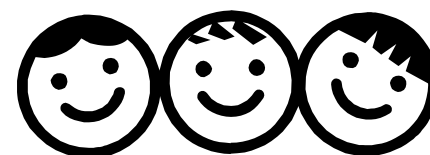
健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

- 地域福祉の推進
地域福祉活動の促進
地域で身近に相談できるしくみづくり
住民同士でサポートできるしくみづくり
認知症支援ネットワークの充実 など
- 地域包括ケアシステムの構築
在宅医療・介護連携の推進
「新しい総合事業」の実施 など
- セーフティーネットの充実
高齢者、障がい者、子育て家庭等に対する相談機能の充実
複合化する福祉課題への対応力の強化
生活困窮者対応の充実 など
- 健康寿命の延伸
健康づくりに向けた意識啓発と担い手づくり
がん検診や特定健康診査の受診率の向上 など
- 多様性を尊重しあう共生社会づくりの推進
さまざまな人権課題に関する啓発・相談 など



「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思える
まち 港区」の実現に向けた

まちづくりの 5つの柱



「子どもの学び」と「子育て世代」を応援するまちづくり

- 「子どもの学び」の応援
分権型教育行政の推進
子どもの学力・体力の向上
子どもの教育環境の向上 など
- 「子育て世代」の応援
低年齢児の保育所入所枠の確保
多様な保育サービスの充実
気軽に子育ての相談ができる環境の整備
子育て支援・子ども関係情報の発信 など

安全・安心・快適なまちづくり

- 防災対策の強化
地区防災計画に基づく主体的な取組の推進
災害時避難行動要支援者対策の推進
区災害対策本部と地域本部等との迅速・的確な情報連絡体制の確立
防災意識の継続的な啓発 など
- 防犯対策の強化
警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化
各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援
子どもを犯罪から守る取組の強化
警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化 など
- 歩行や移動の安全性の確保
自転車利用マナーの向上
バリアフリーの推進 など
- 歩行や移動の安全性の確保
国道 43 号の沿道環境の改善に向けた取組の推進
花と緑を育てる活動やまちの美化を促進
空家等対策における適切な対応 など

訪れたい魅力と活気あふれるまちづくり

- 地域資源を活かしたまちの活性化
商工業者へのビジネス機会の提供
②地域や事業者等と連携した商店街等による取組の支援 など
- まちの魅力の発信
港区の魅力発掘・創出・発信
港区に住む魅力の発信 など
- 築港エリアのにぎわいづくり
観光施策と連携した活気あふれるまちづくりの推進 など
- まちづくりに向けた行政資産等の活用
遊休地や資産の活用 など

大阪市港区防災計画（平成 28 年 7 月）【概要版】

第 1 章 総則

港区防災計画の目的

- 「大阪市地域防災計画」をもとに、港区の防災対策をまとめた。
- 大規模災害時に、迅速かつ的確に対応が行えるよう、事務や業務を包含する、災害に対する基本的な計画
- 港区の特性を踏まえた「港区防災計画」を平成24年度に策定

港区防災計画の目標

成果目標は「港区将来ビジョン」に基づき設定

防災計画の構成

- 平成24年度に「区計画」を策定。平成26年度に、大阪市地域防災計画の修正等に基づき「区計画」を修正
- 平成26年度に地域特性に応じた「地域防災計画」(マップ)を地域が主体的に全地域で作成。
- 平成 28 年度に「港区将来ビジョン」の改定に伴い「区計画」を改定

成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
「自分の避難場所を決めている」と回答した区民の割合	59.4%	80% 以上
津波来襲時想定避難人口を上回る避難場所の確保	昼夜間ともに達成 8地域	地域間連携による避難計画を含めて、全地域で達成
「災害時に地域で助け合うことができると思う」と答えた区民の割合	50.0%	70% 以上

「達成」とは建物の 3 階以上に避難する必要があると想定される人数に対する、津波避難ビルにおいて避難可能な人数の割合が達成されていることをいう。

港区の地勢

港区は 3 方を海と川で囲まれ、過去、台風による大きな被害を受けている。

面積 7.86 k m² (786 ヘクタール)

人口 82,063 人

平成 27 年度国勢調査報告による

災害想定・被害想定

内陸活断層型地震

内陸部の活断層で発生する震源の浅い地震。阪神・淡路大震災、熊本地震などがある。

港区の被害想定

被害想定	上町断層帯	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯
マグニチュード	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1
震度	5 強～7	5 弱～6 強	5 弱～6 弱	4～5 強
死者(昼間)	89 名	7 名	0 名	0 名
負傷者(昼間)	1,030 名	753 名	94 名	14 名
建物全半壊	7,152 棟	2,380 棟	337 棟	48 棟
避難所生活者	9,560 名	2,852 名	410 名	65 名

出典 大阪府自然災害総合防災対策検討委員会(平成 17、18 年度)作成の被害想定(大阪市地域防災計画 P19 に掲載)から抜粋

海溝型地震

陸側のプレート(岩板)の下に海側のプレートが沈み込む境界で発生する地震。東日本大震災が海溝型地震

港区の災害想定・被害想定

	南海トラフ巨大地震
マグニチュード(震度)	9.0～9.1(5 強～6 弱)
大阪港への到達時間	114 分
津波の高さ	最大 3.6m
波の高さ	最大 O.P + 5.8m
死者	9,865 名
建物の全半壊(津波)	12,450 棟

出典 第 4 回南海トラフ巨大地震災害対策検討部会の被害想定から抜粋
O.P Osaka Peil の略称で大阪湾沿岸淀川流域の測定の基準(O.P+0.0m は、大阪湾最低潮位)

(注) 南海トラフ巨大地震による想定死者 9,865 名については、冬の 18 時に地震が発生し早期に避難しなかった場合の想定数で、避難を迅速に行った場合の想定死者数は 421 名となる。

第 2 章 予防対策

今後の方向性について記載

1 防災知識の普及・啓発

- (1)区広報紙に毎年掲載、区 HP で適宜情報を更新し周知
- (2)平成 27 年度に作成した「港区防災マップ」3 言語版を区役所の窓口で配付し外国人への周知を図る。

2 津波対策

防潮堤

- (1)地震による既存防潮堤の沈下を抑え、津波による浸水を軽減するため、防潮堤の耐震・液状化対策を実施
- (2)前年度からの継続工区について着実に対策工事を実施するとともに、地震発生後満潮時に直ちに浸水が発生するおそれがある三十間堀川入堀(八幡屋地域及び池島地域)について、優先的に取組を行う。

防潮扉

- (1)津波到達時までの限られた時間内に確実に防潮扉の閉鎖が行えるよう作業者の操作技術向上をめざし、定期的な訓練・研修を港湾局が実施
- (2)効率的な閉鎖作業を実施するため水防団・地元企業との連携強化
- (3)使用頻度の低い防潮扉について、常時閉鎖の推進や廃止に向けた検討を行う。

津波一時避難場所の指定

- (1)地域と連携し民間施設の津波避難ビルをさらに拡大
- (2)避難達成率に地域間格差があることから、小学校区を越えた避難について検討する。

3 地域防災力の強化対策

自主防災組織の強化

- (1)平成 26 年度に策定した「地域防災計画」(防災マップ)を踏まえて、各地域の実情に即した自主防災組織の取組を支援
- (2)平成 27 年度には地域が主体となって「地域防災計画」(防災マップ)を活用し、防災学習会及び避難所開設訓練を実施。引き続き、地域主体の取組を支援するとともに、地域間連携を図り、中学校校区での避難所開設訓練の実施などに向けた支援を行う。

地域防災計画に基づく主体的な取組の推進

- (1) 平成 26 年度に各地域活動協議会等が作成した「地域防災計画」(防災マップ)を利用した防災学習会や避難所開設訓練を実施、これらを通じて出てきた課題を今後の「地域防災計画」に反映させる支援を行う。
- (2) 社会福祉施設に地域の防災訓練等への参加を呼びかけ、障がい者等の支援にあたっての避難時の注意点や災害時避難所での適切な支援等が地域防災計画等に反映するよう働きかける。

地域における情報連絡の強化

- (1) 地域と港区災害対策本部との情報連絡体制の強化のため、移動型防災無線（MCA 無線）港区独自のデジタル簡易無線機を利用し、避難所開設訓練等で情報伝達訓練を実施
- (2) 各避難所内での情報連絡体制の強化のため、全地域に特定小電力無線機を配備し、避難所内での情報連絡が円滑に行われるよう支援を行う。

地域の担い手作り

- (1) 中学生に対する防災教育等を行い、ジュニア防災リーダーに認定、災害時に避難諸運営等の地域の担い手として育成する。
- (2) 地域活動協議会で防災の担い手拡充に向けた検討を促進。

防災訓練の実施

地域主体で実施している避難所開設訓練や防災学習会を引き続き区役所が支援する。

避難行動要支援者対策の促進

- (1) 要援護者情報の収集・管理方法や要支援者の個別支援内容、支援者選出の方法などに関するルールを「避難行動要支援者支援計画」として各地域が作成することを支援する。
- (2) 要支援者支援の基盤が整った地域の自主防災組織から要請があった場合には、本市が有する要支援者の必要な情報を本人の同意を得て提供する。

福祉避難所

福祉避難所設置・運営訓練の実施について働きかけを行い体制が整った施設から訓練等を実施する。

帰宅困難者対策

「一斉帰宅の抑制」について、各事業等において積極的な広報を行う。

区内大規模集客施設の予防対策

区内大規模集客施設（築港・天保山エリア、中央体育館、オーク 200）及び近隣区大規模集客施設と引き続き協議を進める。

第 3 章 応急対策

地震などの大災害が発生した場合、「港区災害対策本部」を設置し、災害応急対策を支援。

初期の災害応急対策は「初期初動マニュアル」に基づき実施。

組織計画

災害等により防災対策の必要があると認めるときは、港区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置。

動員基準

職員は定められた動員基準で災害対応にあたる。

動員体制

港区全職員は、勤務時間外において本市域に震度 6 弱以上の地震が発生したとき又は特別警報が発表されたときは、港区役所に参集

避難の勧告、指示

避難勧告・指示は、地震火災で住民に生命の危険が及ぶと認められるとき、大津波警報又は津波警報が発令されたとき、その他状況により避難が必要と認められるときに行う。

避難施設

広域避難場所（港区：八幡屋公園）災害時避難所（港区：小学校 11 校、中学校 5 校、高校 2 校）一時避難所（区内の公園、広場等）等

要配慮者への対応

安否確認とニーズ調査、避難所への移動、要援護者を受け入れる福祉避難所との連携、応急福祉サービスの提供などを地域、関係機関と連携して行う。

津波における避難計画

少しでも早く、緊急かつ一時的に津波から迅速に避難できる津波避難ビル等、高いところに避難。

緊急広報

危機管理室・区本部は、地震発生後の災害情報のうち、同報無線等を使用して緊急広報（津波警報発令時、大火災発生時等の避難勧告等）を実施

応急給水計画

水道局は、地震発生後、情報の収集を行いつつ、応急救急体制を確立し、区本部等、関係機関の協力を得て、応急給水を行う。

食糧供給計画

食糧は、災害対策用備蓄食糧から供給し、避難所に避難された者、住家に被害があり、炊事できない者、通勤・通学者、旅行者等を対象に供給

生活関連物資供給計画

被災者に対する衣料・生活必需品の給与又は貸与を、原則として区本部長が実施

初期初動医療活動

- ・市災害対策本部の設置により、医療調整班が自動的に組織され、関係機関が集まる体制とする。
- ・区医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を強化する。

ボランティアの調整計画

災害発生時、区本部は、区災害ボランティア活動支援センターを港区社会福祉協議会の協力を得て設置

第 4 章 復旧対策

防疫・衛生活動事業、被災証明の発行、ごみの処理等、復旧に向けた対策を推進。

第 5 章 その他

大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」に基づく港区職員対応マニュアルを策定。

同時に、市民等が取るべき措置、事業者等が取るべき措置を記載

大阪市港区地域防犯計画（平成 28 年 7 月）【概要版】

第 1 章 計画策定の趣旨と改定の背景

1 計画策定の趣旨と改定の背景

- 「大阪市港区地域防犯計画」は、「港区将来ビジョン」(平成 25 年 3 月策定)の実現に向けて、区民、警察、区役所その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし連携・協力しながら、犯罪のない安全・安心なまちづくりの取組を推進するために策定。
- この「大阪市港区地域防犯計画」と犯罪の具体的な発生状況等を踏まえて、平成 26 年度以降は各地域において、犯罪防止のための具体的な「防犯行動計画」を毎年度主体的に策定し、地域の実情にあった効果的な防犯対策に取り組んでいる。
- 「港区将来ビジョン」を、平成 31 年度末までのまちづくりの方向性を示す「港区まちづくりビジョン」として改定する内容を踏まえ、犯罪特性や発生状況に応じた臨機かつ機動的防犯対策を強化するために、現行計画を改定。

2 計画期間

平成 28 年度～31 年度までの 4 年間

(取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ必要に応じて見直す)

3 計画目標

一人ひとりの区民が日常生活の中で犯罪への不安を感じることなく、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざす。

■ 目標指標

区内の件数	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
街頭犯罪発生件数	568 件	560 件以下	550 件以下	550 件以下	550 件以下
子どもの声かけ事案発生件数 (安まちメール受信件数)	9 件	7 件以下	5 件以下	5 件以下	5 件以下

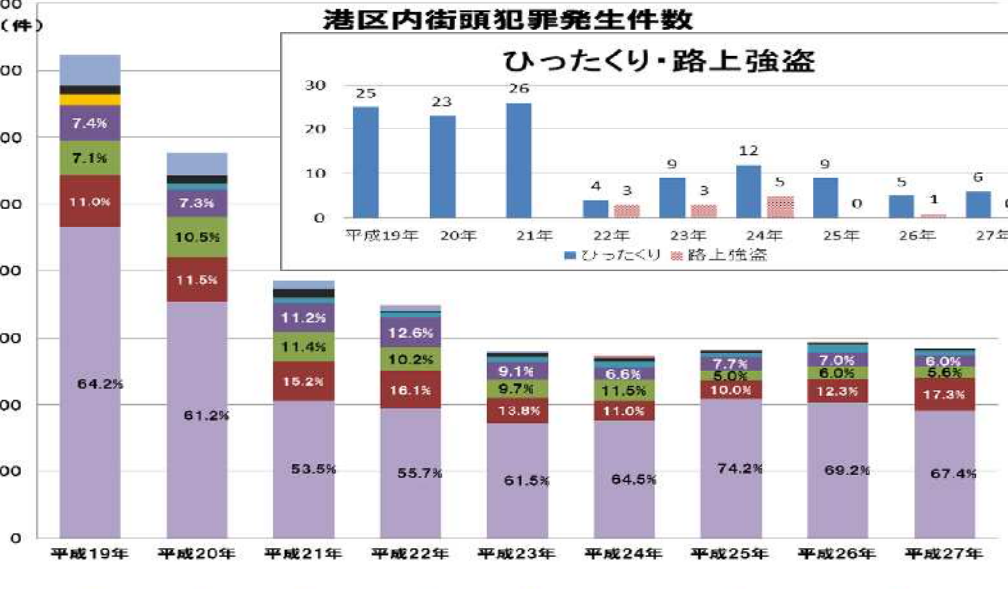
第 2 章 港区における犯罪の現状と課題

1 街頭犯罪

- ・街頭犯罪発生件数は平成 24 年には 546 件まで減少したが、その後は横ばいで推移し、平成 27 年は 568 件発生。
- ・殺人等の重大事件はほとんど起きていないが、ひったくりや自動車関連犯罪など、直接身体に危害が及んだり、多額の被害になる犯罪も発生。
- ・自転車盗のような身近なところで起こる犯罪が多発し、街頭犯罪発生件数を押し上げる要因となっている。
- ・身近な犯罪をいかにして抑止し、区民の不安を和らげるかが重要な課題。

港区内街頭犯罪発生件数

ひったくり・路上強盗

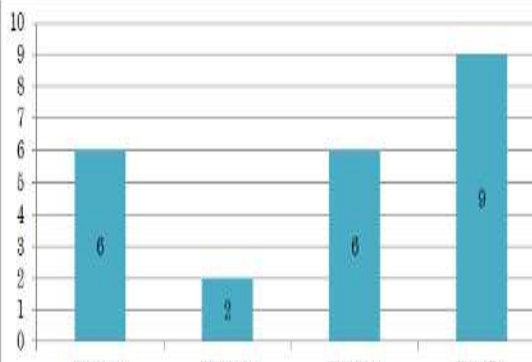


年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
自転車盗	64.2%	61.2%	53.5%	55.7%	61.5%	64.5%	74.2%	69.2%	67.4%
車上狙い	11.0%	11.5%	15.2%	16.1%	13.8%	11.0%	10.0%	12.3%	17.3%
オートバイ盗	7.1%	10.5%	11.4%	10.2%	9.7%	11.5%	5.0%	6.0%	5.6%
部品狙い	7.4%	7.3%	11.2%	12.6%	9.1%	6.6%	7.7%	7.0%	6.0%
自動車盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ひったくり	25	23	26	4	9	12	9	5	6
自動販売機狙い	-	-	-	-	-	-	0	0	0
路上強盗	-	-	-	3	3	5	0	1	0

2 子どもをめぐる犯罪

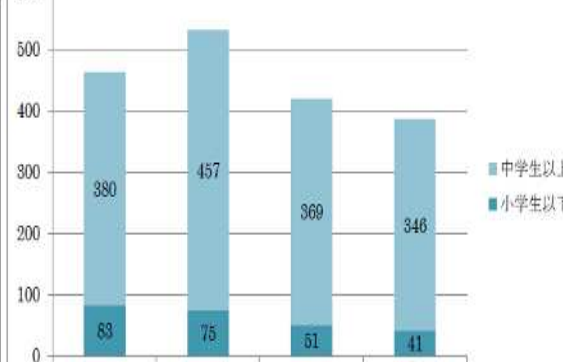
- ・不審者による子どもへの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）は、平成25年には2件まで減少したが、平成27年は9件発生した。
- ・大阪市内での「強制わいせつ」認知件数は減少、とりわけ小学生以下の子どもが被害者となる認知件数が大きく減少している。
- ・全刑法犯に占める少年犯罪（20歳に満たない者による犯罪）が約3割を占め、大阪府下の街頭犯罪のうち少年によるものは約6割を占めている。
- ・活気ある地域コミュニティづくりと地域防犯力の強化を促進し、警察、区役所、関係機関等が進める犯罪抑止や再犯防止等の取組と連携し、地域社会全体で子どもを犯罪から守ることが強く求められる。

■区内の子どもの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）の推移



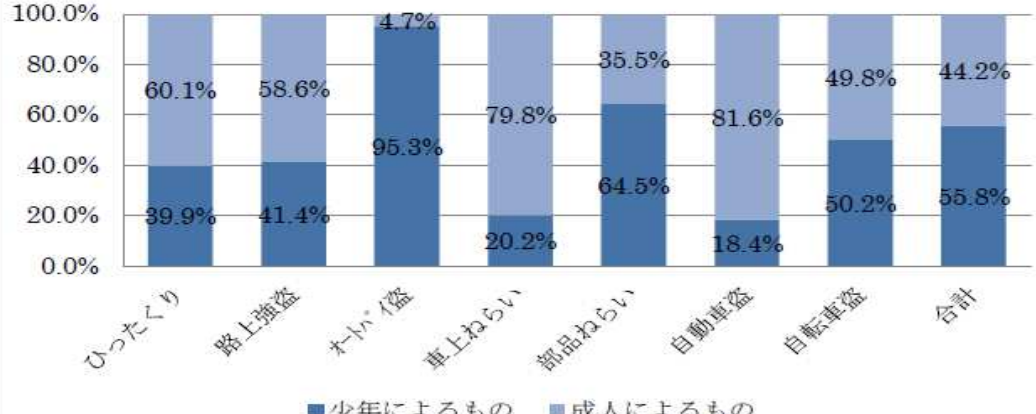
年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
件数	6	2	6	9

■市内の「強制わいせつ」認知件数の推移



年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
中学生以上	380	457	369	346
小学生以下	83	75	61	41

■大阪府下の街頭犯罪検挙・補導人員に占める少年の割合（平成 26 年）



犯罪類型	少年によるもの	成人によるもの
ひったくり	39.9%	60.1%
路上強盗	41.4%	58.6%
オートバイ盗	95.3%	4.7%
車上ねらい	20.2%	79.8%
部品ねらい	64.5%	35.5%
自動車盗	18.4%	81.6%
自転車盗	50.2%	49.8%
合計	55.8%	44.2%

第 3 章 防犯施策を進めるための基本的な方向性

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| 1．警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化 | 2．各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援 |
| 3．子どもを犯罪から守る取組の強化 | 4．警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化 |

第 4 章 防犯施策の推進

1 ．警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

（ 1 ）迅速な犯罪情報の提供

大阪府警察の「安まちメール」や全般的な街頭犯罪発生情報を活用して、港区役所のツイッターで犯罪発生情報を迅速に発信するとともに、犯罪発生状況をわかりやすく地図に表示して、区のホームページで公表。

（ 2 ）区役所職員による青色防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車により、犯罪発生情報を踏まえ、臨機かつ機動的な巡回監視を実施。

（ 3 ）夜間における青色防犯パトロール

犯罪実態を踏まえたコース設定などによる夜間・深夜の青色防犯パトロールを、警備会社に委託して実施。

2 ．各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

（ 1 ）防犯行動計画への支援と地域防犯活動説明会や情報交換会の開催

地域防犯活動が効果的・効率的なものとなるよう、各地域の「防犯行動計画」の更新を支援するとともに、各地域の担当者を対象とした地域防犯活動説明会や情報交換会を定期的に開催。

（ 2 ）青色防犯パトロール活動への支援

小学校区などの地域において青色防犯パトロール活動に取り組まれるよう、引き続き働きかけを行う。

（ 3 ）街路防犯灯の設置に対する支援

街路防犯灯の設置により、まちを明るくし、歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に発生するひったくりなどの犯罪発生を防止。

（ 4 ）落書き消去活動への支援

落書きのような小さな犯罪も放置しないことが犯罪の防止につながることから、地域主体の落書き消去活動を支援。

3 ．子どもを犯罪から守る取組の強化

（ 1 ）「子ども安全見守り隊」への支援

各地域で登下校時における児童生徒の犯罪被害防止のための見守り活動を行う「子ども安全見守り隊」に必要な物品を提供するなど、見守り活動を支援。

（ 2 ）「こども 110 番の家」事業の推進

学校、PTA、地域等と連携して、「こども 110 番の家」事業の協力家庭・事業所を増やすとともに、保護者が子どもたちと一緒に実際に「こども 110 番の家」を訪問するなど、子どもたちがいざという時に確実に利用できるよう取り組む。

（ 3 ）子どもの安全見守り防犯カメラの設置

小学生以下の子どもに対する犯罪行為の抑止を目的として、これまでの設置箇所に加えて通学路や公園等への防犯カメラの増設を重点的に行う。

（ 4 ）子どもが加害者とならないための取組

青少年指導員による活動の推進

青少年指導員をはじめとする地域ボランティアによる小学校区単位での夜間巡視等を実施。

青少年福祉委員による活動の推進

青少年福祉委員による、社会環境浄化に向けた取組等を実施。

区青少年育成推進会議による取組への支援

中学校単位で地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図る取組として行われている、夏休みや夜間の巡視、講演会や講座、情報の交換などの活動を支援。

地域実情に即した関係機関との弾力的な連携

「学校警察連絡協議会」や「小・中学生非行対策会議」に参加するなど、これらの会議の構成団体等と連携して、個々具体的なケースに基づいて青少年の健全育成に取り組む。

4 ．警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

（ 1 ）地域安全センターを通じた情報提供

地域の防犯活動の拠点として港区内の老人憩いの家 12 か所に地域安全センターを設置。制服警官の立ち寄りや区内交番の広報「交番だより」など警察の各種情報、区役所の防犯情報や各官公署からの情報を住民がいつでも閲覧可能。引き続き各種防犯情報等を継続して提供。

（ 2 ）広報紙やホームページを活用した防犯知識の普及・啓発

ひったくりや侵入盗、自転車盗、さらには高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないために、広報紙やホームページ等を活用して防犯知識の普及・啓発。

（ 3 ）街頭キャンペーン・啓発活動の推進

ひったくり防止キャンペーン

自転車乗用中のひったくり防止のため、警察と連携して、街頭啓発を実施。

ストップ自転車盗キャンペーン

警察と連携して、短時間の駐輪でも鍵をかけるように啓発。

防犯教室の開催

小学校の防犯教室のほか地域の集まりなどに出向き、「ひったくり」や「振り込め詐欺」に遭わないための防犯教室を警察と連携して実施。

（ 4 ）安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組

区民、事業者、警察、区役所、各関係機関等で形成する「安全なまちづくり推進協議会」において、引き続き自主防犯意識の向上に向けた取組を推進。

大阪市港区地域福祉計画【概要版】

第 1 章 港区地域福祉計画について

改定の背景

- ・「港区将来ビジョン」の実現に向けて、「大阪市地域福祉推進指針」のもと、地域福祉を推進するための仕組みや方針を示すものとして、平成 25 年 3 月に「大阪市港区地域福祉計画」を策定。
- ・この計画を横系に、平成 26 年 3 月までに各地域で策定した「地域福祉活動計画」（アクションプラン）を縦系とした強いネットワークで地域福祉力の向上を図るとともに、地域福祉の理念である「公私協働」を一層促進することで多様な福祉ニーズに的確に対応できるよう取り組んできた。
- ・「港区将来ビジョン」についてはその進捗や、法律や制度の改定状況等を踏まえ、「港区まちづくりビジョン」として改定。このビジョンの改定内容を踏まえ、現行の「大阪市港区地域福祉計画」を改定。

計画の位置づけ

- ・「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみ」の福祉をつくるための「理念」と「仕組み」を、港区の実態を踏まえて区独自につくるための計画であり、「港区まちづくりビジョン」を実現するためのもの。
- ・他の保健福祉に関わる計画を推進する共通の仕組みを定めるもの。
- ・大阪市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と、車の両輪となって地域福祉を推進するもの。

計画期間 平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間（状況の変化を踏まえて必要に応じて見直す）

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 高齢化の進展と地域包括支援システムの構築

- ・後期高齢者数の増加が顕著。
- ・地域におけるさまざまな生活課題を抱えた高齢者の相談への対応、支援の必要な人の見守り体制づくり、関係機関と連携して福祉の制度につなぐ地域福祉の支援体制づくりなどが重要。
- ・単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護だけではなく医療や予防、生活支援、住まいに関する支援、サービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が重要。

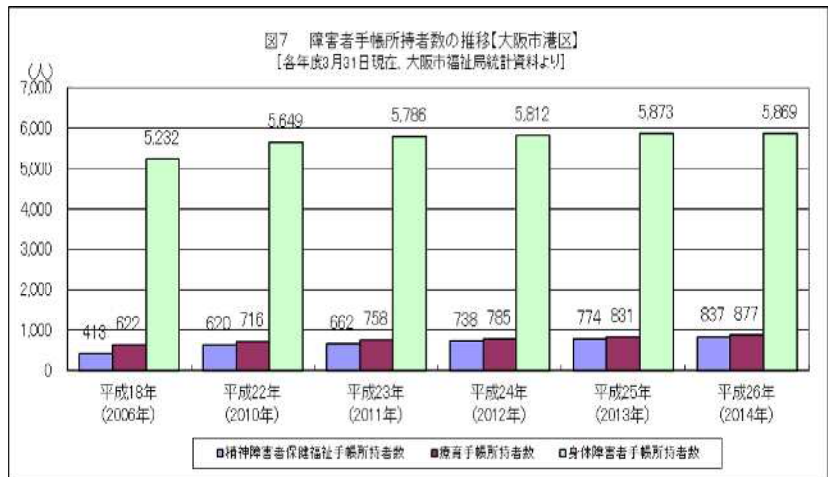


2 少子化と子育て家庭の福祉的課題

- ・少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、育児不安やストレスを抱える子育て家庭が増加。子育て家庭に対する適切な支援と情報提供等が必要。

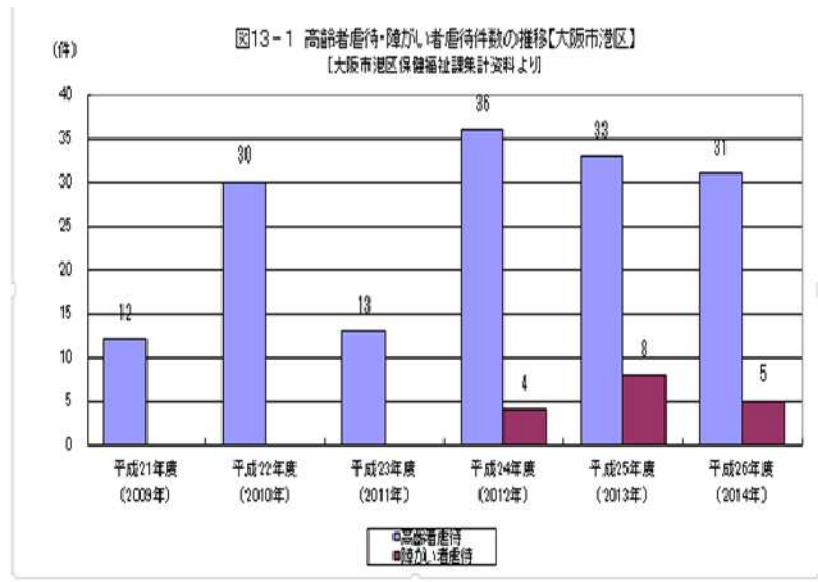
3 障がい者の自立支援

- ・障がい者手帳所持者数は増加傾向。障がいのある人ない人の相互理解の促進などに取り組むことが必要。
- ・発達障がいのある子どもやその家族に応じたきめ細かな支援が必要。
- ・よりニーズに合った障がい福祉サービスの利用に結びつくよう、相談支援について広く周知すること等が必要。



4 虐待や社会的孤立の増大

- ・地域には、「閉じこもり」となっている高齢者、介護や育児の負担を 1 人で抱え込んでいる介護者や養育者など、複合的な課題を抱え、支援を必要とする生活状態にありながらも、社会的に孤立し、適切な支援につなげていない人々が多数存在。
- ・支援につながりにくい状態にある人々に対しては、住民による見守りや必要に応じて専門職がその人たちのもとへ積極的に出向いて、つながりをつくる取り組みが必要。
- ・つながりができた場合には、その人が地域の中に自分の役割や居場所を見つけることができるように支援し、再び孤立状態に戻ることを防止する取り組みも重要。



5 健康寿命の延伸

- ・男性の健康寿命は 75.3 歳、女性は 80.7 歳で他区と比較して短い。死因は男女とも第 1 位が「悪性新生物」、第 2 位が「心疾患」。
- ・がん検診や特定健康診査の受診率を上げるなどの取り組みが重要。

6 地域福祉活動の担い手や場所の拡大

- ・多くの方が地域福祉活動に参加、ボランティアの活動内容は多様化。
- ・支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう、新たな地域活動の担い手を育成するとともに、地域に関わる多様な活動主体が協働し、地域社会全体で支えていくことが必要。

7 地域防災力の強化

- ・東日本大震災では地震と津波によって多くの方が被災。東南海・南海地震は 3 0 年以内に 7 割と高い確率での発生が予測。
- ・福祉的な支援が必要な人達が、万一のときにも安全に避難できるよう、地域で支援しあえる仕組みをつくる必要がある。

8 新たな法律等の施行・改正

○地域包括ケアシステムの構築

- ・介護保険法の改正により、平成 29 年 4 月までに予防給付（訪問介護・通所介護）について、これまでの介護事業者だけでなく、地域団体や NPO 等多様な担い手によるサービス提供が求められている。
- ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

○子ども・子育て支援施策

- ・平成 26 年に一部改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体として作成した「大阪市こども・子育て支援計画（平成 27～31 年度）」に基づき、子育て世帯や若者を対象に実施したニーズ調査結果もふまえて、包括的な視野から総合的なこども・子育て支援施策を推進。

○ひとり親家庭等自立支援施策

- ・「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27～31 年度）」を策定し、きめ細やかな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進。

○生活困窮者支援施策

- ・平成 25 年 12 月、生活困窮者自立支援法が可決・成立し、平成 27 年 4 月から「くらしのサポートコーナー」を設置して事業を開始。
- ・生活に困窮している方に対して、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行い、課題が複雑化・深刻化する前に自立を促進。

第 3 章 地域福祉を進めるための基本方針		
1	「地域福祉」とは 公私協働によるコミュニティの力を活かして、共に生き共に支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉。	
2	基本的な考え方 人権尊重の考え方 住民主体の考え方 利用者本位の考え方 社会的援護を要する人々への支援の考え方	
3	地域福祉の具体化のための視点 誰もが「受け手」「担い手」として主体的に地域福祉に関われるように 「自分らしく生きる」ことを支える権利擁護を基盤として 地域における人々のつながりの強化を	
	地域の課題の解決はできるだけ市民の身近なところで暮らしを支えるサービスや活動が総合的に進められるように	担い手の役割と強みを活かした「協働」をビジネス的手法の導入

第 4 章 施策の展開																							
1	2	3																					
1 地域福祉力の向上 多様な主体による地域福祉活動の活性化 ・各地域で策定された「地域福祉活動計画」(アクションプラン)の実行にあたり必要な支援を行う。 ・企業の強みを活かし地域貢献を促すとともに、地域福祉活動に関わっていなかった主体にも働きかけて、地域の見守りの仕組みを充実する。 など 地域福祉の担い手の育成 ・「港区ボランティア・市民活動センター」について、地域福祉の担い手が集い、交流の輪を広げていく「場」としての機能を強化する。 ・サロン活動や介護予防活動といったさまざまな地域福祉活動やボランティアの情報を集積・発信するとともに、地域福祉の担い手の発掘や育成を促進する。 いきいきと健康で自分らしく暮らすための支援 ・「いきいきサロン」や「子育てサロン」,「ふれあい喫茶」など、高齢者や子どもたちを自然な交流の中で見守り支える地域社会づくりを進めるため、人と人とのより多くの集いの「場」づくりを支援する。 など 協働による多様なサービスの創出 ・介護事業者による既存のサービスに加えて、NPO、企業、ボランティアなど多様な担い手による柔軟な生活支援サービスが提供されるよう支援する。 ・様々な活動主体間の交流や協働を促進するため、互いの活動への参加の呼びかけや情報交換を行う機会と活動成果を発表する場を提供し、必要な生活支援サービスが提供できるよう支援する。 など 避難行動要支援者への支援 ・災害時に避難行動要支援者を的確に支援できる体制づくりを自主防災組織をはじめとする地域組織や福祉サービス事業者等と連携して進める。 ・地域の自主防災組織に対して、要支援者情報の収集・管理方法や要支援者への個別支援内容、支援者の選出方法などに関するルールを定めた「避難行動要支援者支援計画」の作成などの支援を行う。 など ■成果目標 <table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 31 年度</td></tr><tr><td>「地域福祉活動が活発に行われている」と答えた区民の割合</td><td>今後調査予定</td><td>平成 28 年度の現況値の 3 ポイント増</td></tr></table>		平成 28 年度	平成 31 年度	「地域福祉活動が活発に行われている」と答えた区民の割合	今後調査予定	平成 28 年度の現況値の 3 ポイント増	2 地域福祉を支える基盤整備 専門的相談機能の充実 ・「見守り相談室」に福祉専門職のワーカーを配置し、積極的なアウトリーチを行い、適切な支援を行うことで、孤立死等の発生を未然に防ぐ。 ・障がい者のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用を支援するため、相談支援事業所の立上げの促進や相談員のスキルアップのための研修、相談支援サービスの啓発、周知を行い、計画相談支援を実施する。など ・臨床心理士等専門職を長期的安定的に確保し、発達障がいのあるこどもと保護者に早期の段階で継続的な相談支援を実施する体制を構築する。など 相談しやすい仕組みづくり ・各地域に地域福祉のコーディネーターを配置し、生活の身近なところで相談に応じ、地域のネットワークを活かして見守り体制をつくるとともに、専門機関と連携して福祉制度につなげる。 ・子育て家庭または妊娠している方に対し、それぞれのニーズにあった教育、保育施設や地域の身近な子育て支援施設を円滑に利用いただけるよう、利用者支援専門員を配置して、情報提供を行い相談に応じる。 など さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実 ・在宅医療・介護連携を進めるため、在宅医療・介護連携推進会議を開催し、連携のための方策の検討、多職種を対象とした研修の実施、ネットワークづくり等に取り組むとともに、在宅医療・介護連携の相談窓口を設置し、医療・介護関係者の連携を促進する。 など セーフティネットを支える人材の専門性の確保 ・困難事例の検討や研究を行い、関係機関職員のスキルアップを図る。など 地域福祉推進のための財政基盤の強化 ・地域住民と共同募金・赤十字募金・善意募金に取り組む。など ■成果目標 <table><tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 31 年度</td></tr><tr><td>「保健福祉や介護等に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合</td><td>44.1%</td><td>60%以上</td></tr><tr><td>「在宅での緩和ケア、看取りは可能であると思う」と答えた区民の割合</td><td>48.8%</td><td>55%以上</td></tr></table>		平成 27 年度	平成 31 年度	「保健福祉や介護等に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合	44.1%	60%以上	「在宅での緩和ケア、看取りは可能であると思う」と答えた区民の割合	48.8%	55%以上	3 権利擁護の推進 虐待・DV 防止施策の推進 ・虐待等の権利侵害の発生予防や早期発見のため、啓発や通報窓口の周知等を行う。 ・介護支援事業者、民生委員等に対して障がい者・高齢者虐待を早期に発見する視点や発見した際の対応策について研修を行い知識を深める。 ・児童虐待の防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開するため、児童福祉関係各機関により構成された「要保護児童対策地域協議会」を通じて個別ケースに応じた援助、対策等を行う。 ・障がい者や高齢者の虐待を早期に発見し、適切な支援や見守りについて情報交換を行うため、関係機関により構成された「障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」を通じて、個別ケースに応じた対応の充実に努める。 ・DV 被害者について、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携し、迅速かつ安全な保護及び各種法制度の利用に関する援助などの自立支援を行う。 など 判断能力の不十分な人々への支援 ・成年後見制度 やあんしんさぼーと事業 が円滑に利用されるよう、制度の周知・啓発や相談体制の充実に努める。 ・医師会、地域包括支援センター、総合相談窓口と協力して認知症連絡会を開催し、認知症等高齢者の支援や知識の普及啓発に努める。 ・認知症サポーター養成講座を地域・企業・学校で開催し、認知症の理解と地域で支えるための活動を充実する。 ・医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、徘徊による行方不明の恐れがある認知症高齢者等に対する見守りネットワークを構築する。 ・地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、アセスメントや受診勧奨、家族サポート等の初期支援を包括的・集中的に行う。 など ■成果目標 <table><tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 31 年度</td></tr><tr><td>「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合</td><td>71.1%</td><td>80%以上</td></tr></table>		平成 27 年度	平成 31 年度	「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合	71.1%	80%以上
	平成 28 年度	平成 31 年度																					
「地域福祉活動が活発に行われている」と答えた区民の割合	今後調査予定	平成 28 年度の現況値の 3 ポイント増																					
	平成 27 年度	平成 31 年度																					
「保健福祉や介護等に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合	44.1%	60%以上																					
「在宅での緩和ケア、看取りは可能であると思う」と答えた区民の割合	48.8%	55%以上																					
	平成 27 年度	平成 31 年度																					
「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合	71.1%	80%以上																					

第 5 章 地域福祉計画の推進にあたって	
1	2
1 地域支援システムについて 平成 25 年に、各施策の福祉課題を地域支援調整チーム会議で集約し、区政会議福祉部会の議論を踏まえて区政に反映し、必要に応じて大阪市に対し提案を行う、区独自の新たな「地域支援システム」を構築。 このシステムによって、個別のケースの検証から地域で解決すべき福祉課題を見つけ、地域住民と共有し地域の実情に応じて課題の解決に取り組むことを通じて、地域福祉の向上をめざす。	2 計画の進捗管理と評価 計画を推進するためには、行政、事業者、地域、住民が連携しながらそれぞれの役割を果たすことが必要。 計画に基づく施策や事業の進捗について、区政会議の福祉部会において点検と評価を行い、その成果と課題を明らかにしたうえで必要に応じて見直しを行う。